

# 第五期長野市障害福祉計画・第一期長野市障害児福祉計画 の策定について

保健福祉部 障害福祉課

## 1 計画策定の趣旨

### 市町村障害福祉計画

- ・平成18年度第一期策定、以降3年ごとに策定 平成30年度～平成32年度第五期
- ・地域の実情を勘案して、障害福祉サービスの見込量や、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制等について政策目標を定め、円滑な実施を確保することを目的とする。

### 市町村障害児福祉計画

- ・平成28年6月公布平成30年4月施行、児童福祉法改正により新たに策定が義務付けられた。
- ・障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制等について政策目標を定め、円滑な実施を確保することを目的とする。
- ・平成30年度～平成32年度の3ヵ年計画として、第五期障害福祉計画に合わせて作成する。

## 2 計画の性格

国の基本指針及び第四期障害福祉計画の実績等に基づき、平成30年度～平成32年度における障害福祉サービス、地域生活支援事業等の種類ごとにサービスの見込量を算出する。

## 3 計画の概要

(1) 第五期計画に係る国の基本指針の主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層推進

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ウ 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援

エ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築及び保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

オ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築

カ 発達障害者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた発達障害者支援の体制整備を計画的に図る。

(2) 第五期計画の成果目標に関する事項（国の基本指針）

ア 施設入所者の地域生活への移行（継続）

- ・地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置
- ・退院率：入院後3ヵ月69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%

ウ 地域生活支援拠点等の整備（継続）

- ・平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1つの拠点を整備

エ 福祉施設から一般就労への移行（拡充）

- ・一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者：平成28年度の20%増
- ・移行率30%以上の就労移行支援事業所：50%以上
- ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新）

オ 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）

(3) その他の見直し（国の基本指針）

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・難病患者への一層の周知
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

(4) サービス見込量の設定 (活動指標)

障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

イ 日中活動系サービス

ウ 施設系サービス

エ 相談支援

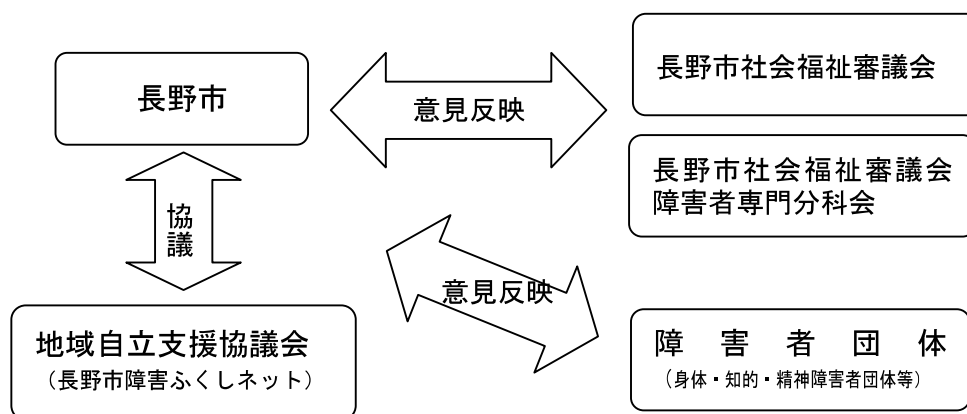
地域生活支援事業

ア 必須事業

イ 任意事業

障害児支援

4 策定体制について



# 「障害者基本計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」について

参考資料  
平成29年5月現在

項目	長野市障害者基本計画	長野市障害福祉計画・長野市障害児福祉計画														
根拠規定	障害者基本法 第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。	障害福祉計画（障害者総合支援法 第88条）基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 障害児福祉計画（改正後児童福祉法 第33条の20）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。														
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間（平成27年度に中間見直し実施）	障害福祉計画 第五期（平成30年度から平成32年度の3年間） 障害児福祉計画 平成30年度から第一期（平成30年度から平成32年度の3年間）														
基本理念	ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す。	障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、以下に配慮した計画 ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 ・障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進する（障害児福祉計画）														
計画に記載すべき内容	<p>障害者の福祉に関する基本的施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>権利・理解の促進</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の権利を守る</li> <li>障害を理解する</li> </ol> </li> <li><b>相談・福祉サービスの充実</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の促進</li> <li>福祉サービスの充実</li> </ol> </li> <li><b>くらしの充実</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活基盤の整備</li> <li>社会参加</li> </ol> </li> <li><b>教育・育成の充実</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>母子保健事業・早期医療体制の充実</li> <li>福祉サービスの充実</li> <li>教育的支援の充実</li> </ol> </li> <li><b>就労・日中活動の充実</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>雇用機会の拡大</li> <li>日中活動の充実</li> <li>工賃アップ</li> <li>優先調達の推進</li> </ol> </li> <li><b>ユニバーサルデザインのまちづくり</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの推進</li> <li>地域生活の推進</li> <li>コミュニケーション支援の充実</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>各計画期間における障害福祉サービスの必要な見込量                     <table border="1" data-bbox="1182 778 2056 1054"> <thead> <tr> <th colspan="4">障害者総合支援法による障害福祉サービス</th> </tr> <tr> <th>訪問系サービス</th> <th>日中活動</th> <th>住居支援</th> <th>相談支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護 重度訪問介護(拡大) 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援</td> <td>生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 療養介護 短期入所 就労定着支援(新規)</td> <td>共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助(新規)</td> <td>計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童福祉法による障害福祉サービス</p> <table border="1" data-bbox="1182 1070 1429 1385"> <thead> <tr> <th>障害児支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援(拡大) 医療型児童発達支援 障害児相談支援 居宅訪問型 児童発達支援(新規)</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>障害福祉サービスの必要な見込み量を確保するための方策</li> <li>地域生活支援事業の内容及び各年度の必要な見込み量、確保のための方策</li> </ol>	障害者総合支援法による障害福祉サービス				訪問系サービス	日中活動	住居支援	相談支援	居宅介護 重度訪問介護(拡大) 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 療養介護 短期入所 就労定着支援(新規)	共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助(新規)	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	障害児支援	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援(拡大) 医療型児童発達支援 障害児相談支援 居宅訪問型 児童発達支援(新規)
障害者総合支援法による障害福祉サービス																
訪問系サービス	日中活動	住居支援	相談支援													
居宅介護 重度訪問介護(拡大) 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 療養介護 短期入所 就労定着支援(新規)	共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助(新規)	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援													
障害児支援																
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援(拡大) 医療型児童発達支援 障害児相談支援 居宅訪問型 児童発達支援(新規)																

障害者基本計画のうち、生活支援、障害児支援等に関する事項について数量及び方策等の

## 第五期長野市障害福祉計画・第一期障害児福祉計画 策定スケジュール

